

平成28年度 第2回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成28年11月16日(水)						開会	午前9時30分	閉会	午前11時20分
会議場所	市長公室		出席者数		委員定数14名中 出席者13名					
出席者	委員	1号	会長	木内芳弘		2号	委員	田中栄志		
			委員	田中正伸			委員	加藤清		
			委員	渋谷貞男			委員	八子朋弘		
			委員	柳田政男			職務代理	川畑勝弘		
		2号	委員	千種秀信		3号	委員	梅田昌照		
			委員	中澤佳珠代			委員	世羅陽一郎		
			委員				委員	田中聰行		
	臨時委員	なし		参考人		なし				
幹事	細田幸雄									
事務局職員及び説明担当員	【事務局職員(まちづくり推進課)】 中村課長、高橋副課長、室本主事、野田主事補 【説明担当員(産業振興課)】 佐々木課長、村木副課長、吉田主事									
欠席委員	栗原昭									
議長	木内芳弘			担当書記		室本翔平				

会 議 事 項	
1 開 会	細田 幹事
2 会長あいさつ	木内 会長
3 市長あいさつ	星野 市長
<p>富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。</p> <p>委員の出席状況報告。委員14名中13名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。</p> <p>富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱い要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。</p>	
4 会議録署名委員の選出	
<p>富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員に「柳田政男委員」と「梅田昌照委員」を指名。</p> <p>また、本会議は原則公開であることが会長から述べられ、会議の公開について審査を行ったところ、非公開とする案件「なし」で進行することを了承。</p>	
5 議事	
(1) 諮問	
①富士見都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）	
<p>担当から別添資料により概要について説明。</p> <p>変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、10月26日から11月9日までの間行い、縦覧者「0名」・意見書提出者「0名」と報告。</p>	

会 議 事 項

質疑応答

委員：生産緑地説明資料の生産緑地の行為制限解除の項目の中に「買取り申出の受理日から起算して3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかった場合に生産緑地の行為制限が解除となります。」とあるが、既に行為制限解除となっているものについて審議しても意味がないのではないか。行為制限解除となった生産緑地地区1つ1つについて審議するのではなく、生産緑地が減っていくことに対して議論するべきではないか。

担当：生産緑地地区については、生産緑地法及び都市計画法の2つの網がかかっており、生産緑地法において、従事者の故障（死亡・従事できない）などの事由が生じた場合、行為制限の解除を申出て、90日以内の買取り等の手続きを経過すれば、土地利用が可能となる。都市計画法において、生産緑地地区の指定を行っているので、生産緑地法により解除されれば生産緑地としての継続ができなくなるため、都市計画法による変更手続きが必要となる。行為制限の解除（死亡・故障等）はいつ何時あるかわからないため年1回の一括手続きとしており、事後承諾的な決定となっている。

委員：当審議会を変更を認めないとなった場合どうなるのか。

担当：当審議会はいくまで諮問機関という位置づけであり、手続きを止める権限はないが意見を尊重のうえ、市が検討し最終決定する。

委員：縦覧や意見書提出をできる期間があるが、周知はしているのか。

担当：その旨公告のうえ周知している。

委員：以前の整開保（平成25年2月5日県決定）で掲げている緑地確保目標量に対して現状の数値を教えてください。

担当：手元に資料がないため確認するが、整開保の変更により数値は表示されていないが今後も緑地確保については引き続き努力していく。

委員：生産緑地地区変更概要書に道路用地として採納されたという文言があるが、採納の手続きを教えてください。

担当：道路採納については交通・管理課が所管となっている。私道寄附採納要綱に基づき採納の申請があった段階で審査し採納を受けるという形をとっている。

委員：道路買収単価は決まっているのか。

会 議 事 項

担当：道路種別ごとに市で基準を設けている。

委員：生産緑地地区の区域内で野菜を売るなどの営業をしているのを見たが、客商売をしているところも生産緑地に該当するのか。また、他にもこういった事例があるか。

担当：生産緑地の要件は、現に農林漁業の用に供されている土地であることから、農業従事者が生産し販売することについては問題ない。他にも同様の事例はある。

委員：買取り申出があった場合には市が買取るのか。

担当：買取り申出があった場合、原則市が買取ることになっているが財政面等の問題から難しい。

委員：谷ッ合土地区画整理事業の全体面積と減歩率を教えてください。

担当：全体面積は2.77ha、減歩率は32.99%である。

委員：平成4年に生産緑地指定され、30年経過する平成34年には、生産緑地が大幅に減る可能性があるため、生産緑地を守る担保をどのような形でとるのかを審議会で諮るのはいかがでしょうか。

担当：当審議会は法手続きの中での1つの諮問機関であるため難しい。勉強会という形で行うことは可能ではある。以前は視察を行っていた経過もある。

以上の質疑を経て、採決を行う。

「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」について、挙手により賛否を諮ったところ、挙手全員で原案のとおり「賛成」することに決定。

6 その他

事務局から富士見都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、「区域区分の変更について」について経過報告。

<報告内容>

平成28年度第1回富士見市都市計画審議会（平成28年5月26日）で諮問させていただきました、富士見都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」及び「区域区分の変更について」ですが、平成28年7月12日に埼玉県都市計

会 議 事 項

画審議会で審議・可決され、平成28年8月30日に県より告示されました。

市では平成28年9月1日付で都市計画決定図書の縦覧公告をいたしました。

7 閉 会 細田 幹事